

平成 25 年 11 月 11 日

一般社団法人日本周産期・新生児医学会

有 権 者 各 位

一般社団法人日本周産期・新生児医学会

選挙管理委員会

委員長 中林 正雄

## 平成 25 年度「評議員選挙の立候補者募集」についてのお知らせ(選挙公示)

謹啓

皆様におかれましては、ますますご健勝にてご活躍の事とお慶び申し上げます。

さて、本学会では評議員選挙の立候補者募集を、11月13日(水)より開始しますので、有権者の方々にお知らせいたします。評議員の選挙につきましては、学会雑誌第49巻3号(9月初旬発送)に掲載した「評議員選挙に関する通知(選挙案内)」の書類をご参照ください。

今回のお知らせは、立候補者募集の受付を開始するにあたり、立候補者の資格・立候補の受付の期間・立候補の方法及び届出書、11月1日時点での評議員の定数などについて記しています。これらの資料をご一読の上、多くの方々の立候補をお願いいたします。

以上、選挙管理委員会より評議員選挙の立候補者募集についてご案内申し上げます。尚、ご不明な点がある場合は、選挙管理委員会にE-mail(senkyo@jspm.org)でお問合せください。

謹白

### [ 記 ]

1. 評議員立候補者の資格(施行細則19条)は、次の基準を満たす一般会員としています。

- 1) 引き続き5年以上の会員である。
- 2) 診療、教育、研究活動に優れた業績がある。
- 3) 平成26年4月1日時点での年齢が満65歳未満である。

2. 立候補者の届出期間

- 1) 11月13日(水)から12月3日(火)までとします。
- 2) 締切時間:12月3日(火)17時とします。

3. 立候補の方法

- 1) 学会ホームページに掲載している所定のファイル「評議員立候補届出書」に、氏名・会員番号・領域名(A・B・C領域)・立候補事由(100字以内)を記入してください。
- 2) メールに添付して選挙管理委員会宛(senkyo@jspm.org)にお送りください。  
尚、領域名は11月1日現在登録されている領域とします。

#### 4. 立候補届などの送付先・選挙に関してのお問合わせ先

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 2-30 メジカルビュー社内  
一般社団法人日本周産期・新生児医学会 選挙管理委員会宛  
TEL 03(5228)2074 FAX 03(5228)2104 E-mail:senkyo@jspm.org

#### 5. 同封書類

- 1) 評議員選挙の立候補者募集のお知らせ(本書類)
- 2) 評議員立候補届出書(見本)

#### 6. その他

##### 1) 評議員の定数について

・評議員の定数は評議員選出を行う前年の11月1日現在の施行細則第4条に定める1年会員を除く一般会員数を基準とし、A(産科)領域、B(小児科)領域、C(小児外科、麻酔科などA・B以外の科)領域の各会員数25名につき1名の割合とし、会員数に25未満の端数を生じた場合は、13名を超える時に1名を加えるとの規定(施行細則第13条2項)により、今回の評議員の算出された定数は下記の通りとなります。

◇平成25年11月1日の一般会員数より算出された選挙評議員数

	一般 会員数	評議員 定数	理事会推薦 定数(15%)	直接選挙 定数	現評議員数
A領域(産婦人科)	4,010	160	24	<b>136</b>	147
B領域(小児科)	2,925	117	18	<b>99</b>	139
C領域(A・B以外)	616	25	4	<b>21</b>	22
合計	7,551	302	46	<b>256</b>	308

・理事会推薦評議員の選出は、選挙によって選ばれた新理事予定者が、定時総会1か月前までに行います。(施行細則第13条5項)

・選挙により選出される評議員の定数が満たない場合は、選挙によって選ばれた新理事予定者が、定時総会1か月前までに欠員を補充します。(施行細則第13条7項)

##### 2) 投票方法について

①評議員選挙の具体的な投票方法は、機関誌の平成25年12月発刊号に、選挙の書類を同封しますので必ずお読みください。

②投票方法は、学会ホームページ上での電子投票だけとなります。

③学会ホームページには、平成26年1月に「電子投票の方法について」を掲載し「電子投票」のボタンを設置します。

\*不明な点は、選挙管理委員会宛にE-mail(senkyo@jspm.org)でお問合せください。

以上